平成２４年（フ）第１０１９号
兵庫県三木市志染町中自由が丘３丁目212番地
債務者　橋本　成章
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４８号
神戸市兵庫区湊山町14番１号、従前の住所神戸市中央区葺合町字馬止１番地の６　神野文化２
債務者　菱田　敬子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７３号
神戸市須磨区青葉町１丁目１番23―607号
債務者　三笠　将志
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８２号
兵庫県三田市三輪４丁目９番２号　102号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｌ棟1701号
債務者　梅村　明稔
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８３号
兵庫県三田市三輪４丁目９番２号　102号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｌ棟1701号
債務者　梅村　綾子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
神戸市垂水区福田３丁目１番35号　松本文化A102号
債務者　本田　　巖
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３３２号
福岡市城南区別府２丁目14番11号
債務者　古村　昭子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４８４号
福岡市東区唐原１丁目７番６―306号
債務者　吉田　健二
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０９７号
福岡市南区野多目６丁目１番11号
債務者　待鳥　貴裕
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３０６号
福岡県大野城市下大利４丁目７番37―203号
債務者　本多　智幸
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２１号
福岡市東区大字上和白1336番地１の１
債務者　眞鍋　貞雄
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２６号
福岡県大野城市上大利４丁目７番３号ウィング上大利104号
債務者　阪東　範男
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６３号
福岡市城南区長尾１丁目３番19号
債務者　谷口　勝之
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲650番地５フラワーハイム201号
債務者　戸田　文也
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４２４号
福岡市南区横手４丁目６番31号
債務者　江口　惠子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５４号
福岡県糸島市志摩御床2150番地46
債務者　高濱　　亮
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５５号
福岡県糸島市志摩御床2150番地46
債務者　高濱　光代
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部